

議 事 日 程

令和6年9月9日(月)
午後1時開議

諸般報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定について

日程第3 第62号議案から第74号議案まで(13件) および
報告第20号から報告第32号まで(13件)

(提 案 理 由 説 明)

日程第4 発議第15号 使用済燃料の搬出期限に関する条例(案)

(提 案 理 由 説 明)

発議第 15 号

(件名)

使用済燃料の搬出期限に関する条例 (案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 9 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 細川かをり
齊木 武志
中村 綾菜
藤本 一希

福井県条例第 号

使用済燃料の搬出期限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料の搬出期限を定めることにより、使用済燃料の確実な県外への搬出を図り、もって県民の安全および安心を確保することを目的とする。

（使用済燃料の搬出期限）

第2条 何人も、県内の使用済燃料乾式貯蔵施設に使用済燃料を保管するときは、当該使用済燃料を乾式貯蔵容器に封入した日から10年以内に、これを県外に搬出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料の搬出期限を定めることにより、確実な県外への搬出を図り、県民の安全および安心を確保するため、この案を提出する。